平成２２年（フ）第５４８号
宮崎市佐土原町下那珂11764番地３、前住所
宮崎市佐土原町西上那珂820番地10
債務者　田沖由美子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５２号
宮崎市大橋１丁目162番地　有川ビル201号
債務者　冨永　勝也
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５９号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5564番地16
債務者　横山ミツエ
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６３号
宮崎市大塚町馬場崎3594番地１
債務者　山口　辰弥
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６５号
福島市方木田字上原10番地の３
債務者　渡辺　貴子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３８１号
福島市黒岩字遠沖３番地の３　横山方
債務者　田中　理香（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３９２号
福島県伊達市梁川町字古町31番地２
債務者　吉田　美保（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３９４号
福島市宮代字乳児池71番地　県住３号棟102
債務者　永井　美香
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
兵庫県南あわじ市山添611番地１　ウィディアＡ棟101号
債務者　矢野　尚美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８０３号
高知市農人町１番15号
債務者　有岡　　幸
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８３２号
高知県土佐市新居665番地
債務者　中本　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８６６号
高知市桜井町１丁目10番16号
債務者　川崎　すま
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９０３号
高知市大津乙989番地14　ハイツ真美302号
債務者　西岡　美紀
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１４号
高知市一宮東町５丁目21番39号　ＯＫマンション205号
債務者　西本　美喜
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２０号
高知市横浜新町１丁目638番地
債務者　金田　真里
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２３号
高知県南国市大埇甲2188番地
債務者　田上　秀幸
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９３３号
高知県香南市香我美町下分1058番地
債務者　山中　京子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２８号
佐賀県唐津市呼子町加部島1150番地３
債務者　石井すえみ
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部